

**京都府私立学校修学支援補助金審査・入力業務委託に係る
一般競争入札の参加資格の審査等に関する要領**

令和 7 年 5 月 1 日制定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、京都府が実施する京都府私立学校修学支援補助金審査・入力業務委託に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格審査（以下「資格審査」という。）の方法等について定めるものとする。

（審査対象）

第 2 条 資格審査の対象となる者は、京都府と京都府私立学校修学支援補助金審査・入力業務委託に係る契約の締結を希望する者とする。

（一般競争入札参加者の資格）

第 3 条 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (3) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の 4 月 1 日をいう。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者
- (4) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 過去 3 年以内に国、都道府県又は市町村（特別区を含む。）を契約の相手方として、当該業務と同種の補助金審査に係る業務を行ったことがない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）

ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）

- (8) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされた者
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者
- (10) 京都府が実施する入札説明会に出席しない者

（資格審査申請書の提出期間）

第 4 条 資格審査を受けようとする者は、京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 141 条第 4 項に規定する公示において定める期間に申請書（別記第 1 号様式）を提出しなければならない。

（添付書類）

第 5 条 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 商業登記事項証明書の写し
- (2) 府税納税証明書（別記第 2 号様式）
- (3) 消費税及び地方消費税納税証明書
- (4) 営業経歴書及び営業実績調書（別記第 3 号様式）
- (5) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）
- (6) 取引使用印鑑届（別記第 4 号様式）
- (7) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第 5 号様式）及び受任者の身分証明書の写し
- (8) 第 3 条第 6 号及び第 7 号に該当しないことを誓約する書類（別記第 6 号様式）
- (9) 過去 3 年以内の補助金審査業務の実績（別記第 7 号様式）

（資料等の提出）

第 6 条 京都府知事（以下「知事」という。）は、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることができる。

（資格審査を有する者の名簿への登載）

第 7 条 知事は、参加資格を有すると認定した者を規則第 141 条第 3 項に規定する名簿に登載するものとする。

（資格審査結果の通知）

第 8 条 知事は、資格審査の結果を、一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第 8 号様式）により、申請書を提出した者に通知するものとする。

（参加資格の有効期間）

第 9 条 参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から規則第 141 条第 4 項に規定する公示において定める日までとする。

（変更届）

第 10 条 申請書等を提出した者（第 7 条の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第 9 号様式）により、当該変更に係る事項を知事に

届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 資本金又は代表者の氏名

(参加資格の承継)

第 11 条 参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる者（第 3 条第 1 号、第 2 号、第 6 号又は第 7 号に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限りその参加資格を承継することができる。

- (1) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
- (2) 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第 10 号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書（別記第 11 号様式）により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知するものとする。

(参加資格の取消し)

第 12 条 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

2 参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後 2 年間競争入札に参加させないことができる。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、虚偽の報告等をし、又は理由なく期日までに履行できなかった者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 知事は、前 2 項の規定により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書（別記第 12 号様式）により、その者に通知するものとする。